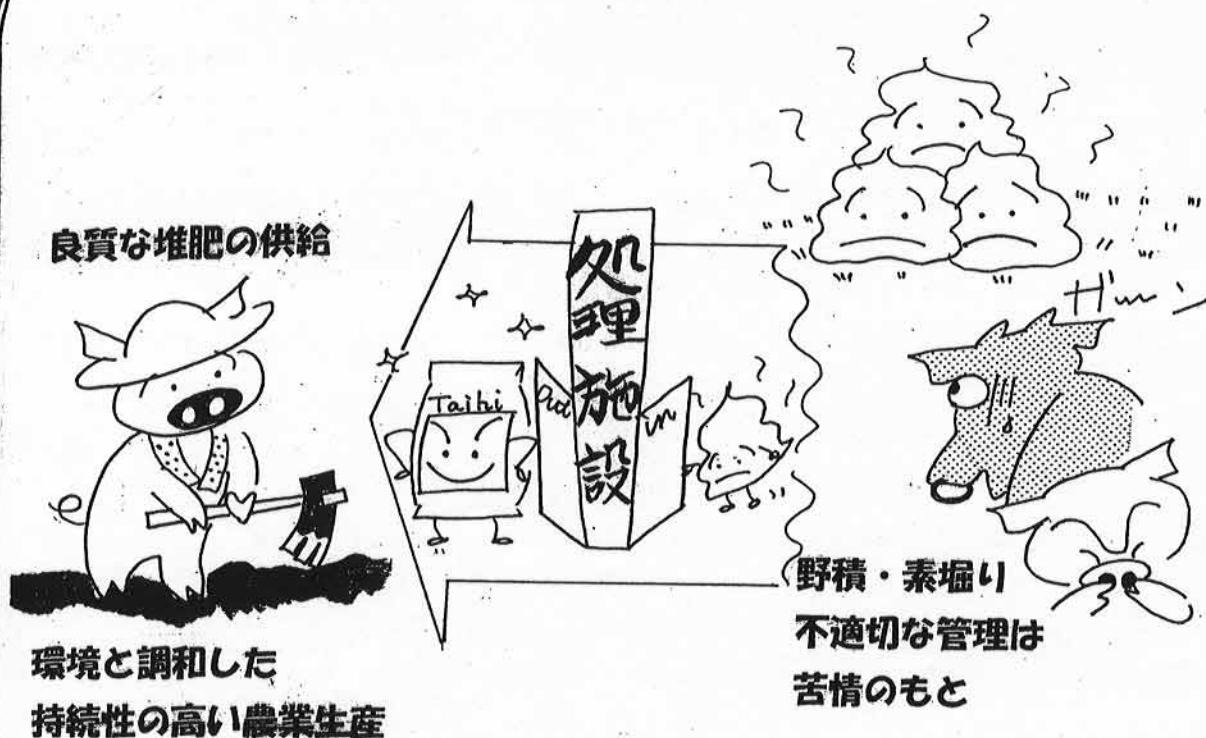


家畜排せつ物法について

平成11年11月1日、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されました。

21世紀に向けて安定した畜産経営を営むため、農家の皆さんにとって大切な法律ですので、趣旨や内容を十分に理解して対応してください。

法律の背景（家畜排せつ物をめぐる状況）



平成12年7月

山形県農林水産部農畜産振興課
(畜産室)